

旅費規程

(出張)

第1条 会長は会務のため、関係役員に出張を命ずる事ができる。

(支給)

第2条 前条により出張する場合は、次の旅費を支給する事ができる。

(1) 旅費 実費

(2) 宿泊費 上限を8,000円とする実費

2 会長の招集する県内会議において次の旅費を支給する。

(1) 会議開催地までの距離が100km未満の場合 500円

(2) 会議開催地までの距離が100km以上の場合 5,000円

(3) 宿泊費 上限を8,000円とする実費

附 則

1 この規程の改廃は、理事会で決定する。

2 この規程は、昭和60年 1月19日より施行する。

3 この規程は、改定により平成4年 7月 4日より施行する。

4 この規程は、改定により平成17年 9月10日より施行する。

5 この規程は、改定により平成25年 4月 1日より施行する。